

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」運行業務
公募型プロポーザル実施要領

※この事業は、運行期間各年度の当初予算が成立することを条件とするものです。

1 目的

本実施要領は、（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」の運行事業者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた企画力及び信頼性を有する運行事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名称

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」運行業務

（２）業務内容

別紙 （仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）運行業務期間

令和８年２月１日（日）から令和１３年１月３１日（金）まで

（４）運行経費限度額

各路線の運行経費限度額は以下のとおりとする。（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| [| ①東境線（青） | |
| | ②西境線（緑） | : 293,928,000 円（①＋②＋③） |
| | ③一ツ木線（紫） | |
| | ④逢妻線（赤） | : 76,432,000 円 |
| | ⑤小垣江線（橙） | : 77,266,000 円 |
| | ⑥東刈谷線（黄） | : 79,382,000 円 |
| | ⑦依佐美線（桃） | : 38,948,000 円 |

(留意点)

- ・路線の名称については、今後変更となる可能性がある。
- ・令和13年2月以降については、業務実績等を考慮のうえ、業務期間満了後の当該路線の運行業務についても随意契約を締結する可能性がある。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 刈谷市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 刈谷市内又は近隣市町に営業所等を有していること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、現に実施している者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる者であること。
- (4) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとし、運行経費に含めない。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

【第167条の4】普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民

事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(7)刈谷市入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

4 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に必要な費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権等の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、1路線に対し1提案とする。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、刈谷市は当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

項目	日程
① 公募開始	令和 7 年 1 月 3 0 日（木）
② 説明会	令和 7 年 2 月 5 日（水）
③ 参加表明書の提出期限	令和 7 年 2 月 7 日（金）午後 5 時まで
④ 質問受付期限	令和 7 年 2 月 1 2 日（水）午後 5 時まで
⑤ 質問に対する回答	令和 7 年 2 月 1 9 日（水）
⑥ 提案書等提出期限	令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午後 5 時まで
⑦ 選定委員会	令和 7 年 3 月 1 0 日（月）予定
⑧ 選定結果通知	令和 7 年 3 月 1 7 日（月）予定
⑨ 契約の締結	令和 8 年 1 月までに契約締結

6 説明会

以下のとおり、プロポーザルに関する説明会を開催するため、提案を予定している事業者は極力出席すること。

（１）日時 令和 7 年 2 月 5 日（水） 午後 2 時～

（２）場所 刈谷市役所 1 0 1 会議室

7 参加表明

参加希望者は、参加表明書（様式第 1 号）を提出すること。

（１）提出期限：令和 7 年 2 月 7 日（金）午後 5 時まで

（２）提出方法：都市交通課（tokou@city.kariya.lg.jp）宛てに電子メールまたは直接持参することにより提出 すること。その際、件名を「プロポーザル参加表明書（事業者名）」とすること。また、参加表明書の提出後、事務局に電話で受信確認をすること。

8 実施要領等に関する質問受付及び回答

本事業のプロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式第 2 号）により提出すること。

（１）提出期限：令和 7 年 2 月 1 2 日（水）午後 5 時まで

（２）提出方法：都市交通課宛てに電子メールで提出すること。その際、件名を

「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

原則、電話、口頭の質問は受け付けない。

（３）回 答 日：令和７年２月１９日（水）

（４）回答方法：参加表明書を提出した全ての事業者へ電子メールで回答する。

９ 企画提案書の提出

路線ごとにバス運行事業者を募集するが、複数路線を兼ねて応募することも可能である。この場合、路線ごとに提案書を作成すること。見積書についても同様に、路線ごとに作成し、提出すること。

なお、**東境線、西境線、一ツ木線**の３路線については、各路線の乗継が重要であることから、**３路線まとめた提案**のみを受け付けることとする。その際提案書は一括で作成することとするが、見積書については、路線ごとに作成すること。

（１）提出期限：令和７年２月２８日（金）午後５時まで（必着）

（２）提 出 先：刈谷市都市政策部都市交通課

（３）提出方法：持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については参加者の自己責任とする。

（４）提出書類：参加希望者は、以下の書類について提出すること。

①企画提案書（紙ベースA４サイズ、長辺とじ。両面刷りでページ番号を付すこと。）

※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。

② 見積書

（５）提出部数：正本を１部、副本を９部提出すること

10 企画提案書等作成要領 ◎必須項目

（１）企画提案書

ア 事業履歴 ◎

会社概要、本事業の担当営業所、営業所の業務別従事者数、車種別保有車両数、同種・類似の実績一覧（事業名、発注者、請負金額、契約期間、事業の

概要等)

イ 事業担当体制 ◎

総括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種類似事業実績、現在の手持ち業務

ウ 本事業への提案

(ア) 安全確保方策 ◎

- a 国土交通省による処分状況（過去3年間）
- b 重大事故の発生状況（過去3年間）
- c 運輸安全マネジメントの導入状況
- d 運行管理体制の状況
- e 車両整備・点検の体制
- f 営業所と車庫との距離
- g 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- h 休憩所等施設の設置状況

(イ) 運行ダイヤ ◎

別添の路線図及び時刻表（素案）を参考に道路状況等を勘案した運行可能なダイヤを以下のことに留意して作成すること。なお、平日及び休日の2種類のダイヤを設定するものとする。

また、ダイヤ設定のポイントを記載すること。

※ 別紙仕様書の時刻表（素案）は平日を想定して作成したものである

- a 東境線、西境線、一ツ木線
 - ・バスの乗継を優先したダイヤ設定を行うものとし、一ツ木線利用者が刈谷駅に向かう、及び、その帰りの際の乗継待ちの時間が概ね10分以内に設定されることが望ましい
 - ・運行間隔は可能な限り短くすること
- b 逢妻線、小垣江線、東刈谷線、依佐美線
 - ・鉄道との乗継を考慮することが望ましい
 - ・運行間隔は可能な限り短くすること

(ウ) 利用促進方策

地域公共交通計画（P62～68）の地域の特性を踏まえ、下記内容について提案することが望ましい。

- a 共創の視点を踏まえた市民・地域・運行事業者・行政との連携により実施するもの

（例）・意見交換会に参加し、利用者のニーズを把握する

・「かりまる」× ○○（○○：教育、物流、医療など）

他分野との共創の提案

- b 「かりまる」の情報発信に関するもの

（例）・イベントでのPR

- c 市民・来訪者に対する利用促進に関するもの

（例）・スタンプカードを配布し、スタンプ数に応じて自社製品をプレゼント

- d 利用者の利便性向上に関するもの

（例）・バス停移設の提案やルート変更の提案

(エ) 緊急時の対応能力 ◎

- a 事故等の処理体制
- b 事故等の損害賠償
- c 災害発生時等緊急時の対応
- d 車両故障時の車両準備対応

(オ) 利用者への対応 ◎

- a 運転手・従事職員への接遇教育の方法
- b 利用者への対応（問合せ対応、忘れ物対応等）
- c 苦情への対応方法と体制

(カ) 環境への配慮 ◎

- a 省エネルギーへの取り組み状況
- b グリーン経営認証又はISO14001の取得の有無

(キ) 人材確保 ◎

- a 福利厚生の実施や働きやすい社内整備など、人材確保や育成の取組

(ク) 運行開始日までの工程計画 ◎

(ケ) その他（優位性や独自性）

(例) ・他事業との連携が可能

・営業所が近いため、緊急時に早急な対応が可能

(2) 運行経費見積書 ◎

運行経費見積書については、積算内訳を添付し提出すること。（下表参照）

なお、積算内訳の項目は、原則下表のとおりとするが、下表のとよりの分類が困難な場合はその限りではない。

分類	科目	概要
運送費	人件費	現業部門の従業員に係る人件費 (例：給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費など)
	燃料油脂費	事業用自動車に係わる燃料費及び油脂費 (例：軽油費、LPガス費、油脂費など)
	修繕費	事業用固定資産の修繕に係わる費用 (例：車両修繕費、建物構築物修繕費など)
	減価償却費	事業用固定資産に係わる減価償却費 (例：車両減価償却費、建物構築物減価償却費など)
	保険料	事業用固定資産及び運送に係わる諸保険料 (例：自動車損害賠償保険料、建物火災保険料など)
	施設使用料	事業用固定資産に係わる使用料 (例：借地料、借家料など)
	自動車リース料	事業用自動車及びその付属品に係わるリース料 (メンテナンスリースの場合の整備料を含む)
	施設賦課税	事業用固定資産に係わる租税 (例：固定資産税、自動車重量税、自動車税など)
	事故賠償費	事故による見舞金、慰謝料、弁償金等
	道路使用料	有料道路料金
	その他	現業部門に係わる経費で他の科目に属さないもの (例：被服費、水道光熱費、通信運搬費、旅費など)
一般管理費	人件費	本社その他管理部門の従業員に係る人件費 (例：給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費など)
	その他	管理部門に係わる経費で他の科目に属さないもの (例：被服費、水道光熱費、通信運搬費、旅費など)

出典：バスサービスハンドブック（土木学会）

(3) 企画提案書の提出後の取り扱い

企画提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された企画提案書に不備等があった場合、補正を求めることがある。

(4) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第3号）を令和7年2月27日（木）午後5時までにメールまたは刈谷市都市政策部都市交通課へ直接提出すること。

11 選定

(1) 選定委員会の開催

開催日時 令和7年3月10日(月)午後(予定)

※開催場所及び時間は別に通知する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は2名以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション15分以内、質疑応答5分程度とする。なお、複数路線を提案の場合の持ち時間は20分以内とする。(東境線、西境線、一ツ木線の一括提案の場合も複数路線とカウントする)

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションに際して、プロジェクタ等の機器を用いることができる。なお、刈谷市で準備する機材は、プロジェクタ、スクリーンとし、参加申込書等の提出に併せて申し出ること。他の機材は参加者にて当日持参すること。

(3) 選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会において「審査項目と配点」に従い評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。

また、参加者が1者のみの場合においても選定委員会を開催し、その提案内容が優れていると評価された場合は、その参加者を最優秀提案者として決定する。

ただし、合計点数が6割未満であった場合においてはこの限りではない。なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により選定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、参加希望者に文書により通知する。原則、電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

12 見積書提出及び契約に関する注意事項

見積書の提出と採用後の契約締結にあたっては、下記の点に留意すること。

- (1) 見積書の積算にあたっては、運行に関する全ての必要経費を見込むとともに、安全対策等(ドライブレコーダーなど)に関する設備等の設置費用を加味し

た上で、計算し、見積書を作成すること。

- (2) 運行期間は約5年間ではあるが、見積書の金額については、令和8年2月から令和9年1月までの金額（税抜き）で作成すること。
- (3) 業務開始時に期間等について基本協定書を締結し、年度ごとの負担金の額等については、年度別協定書を締結するものとする。
- (4) 原油価格の高騰や路線改正等やむを得ない事情があるときは、協定内容等について、協議の上、変更する場合がある。
- (5) バス運行事業者は、運行に関する関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。

13 失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合

14 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と刈谷市が協議して定めるものとする。

15 問合せ先及び提案書提出先

刈谷市都市政策部都市交通課 担当 岡田、五明、加藤

住 所：〒448－8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566 - 95 - 0004

F A X：0566 - 23 - 9331

メール：tokou@city.kariya.lg.jp